

# 学生共済会のしおり

令和2年度

 千葉工業大学 学生共済会

# 目 次

1. 学生共済会とは	1
2. 会員・会費	1
3. 資格の喪失	1
4. 運 営	1
5. 見舞金について	2
6. 学生納付金貸与について	3
7. 学生教育研究災害傷害保険について	4
8. 事故発生から見舞金・保険金が支払われるまで	5
9. 「こころとからだの元気サポート」について	6
10. 「暮らしの身近な法律相談」について	7
11. 「学生補償サポート制度」について	8
12. 「健康サポート制度」について	9
千葉工業大学学生共済会会則	10
千葉工業大学学生共済会施行細則	15
千葉工業大学学生共済会学生納付金貸与規程	19
千葉工業大学学生共済会学生納付金貸与施行細則	22

# 学生共済会6つのサポート



お見舞金制度

こころとからだの元気サポート

学生納付金貸与制度

学生補償サポート制度

暮らしの身近な法律相談

健康サポート制度

こんな時は**早めに学生課へ相談**を！！

通学途中に怪我をして通院した。  
病気で入院してしまった。

見舞金制度  
P2, P4, P15~18

家計が苦しく、授業料が払えない。  
父(母)がリストラされた。

学生納付金貸与制度  
P3, P19~24

悩み相談したいけど、大学関係者  
には話したくないなあ。  
最近、子供の様子がいつもと違う。

こころとからだの  
元気サポート

P6

SNSで悪口をかかれた。  
個人情報ネットにさらされた。  
隣室とトラブルになってしまった。  
家族が相続問題で揉めている。

暮らしの身近な法律相談  
P7

自転車で他人にケガをさせた。  
お店で商品を壊してしまった。

学生補償サポート制度  
P8

インフルエンザ予防接種をした。

健康サポート制度  
P9

## 1. 学生共済会とは

千葉工業大学学生共済会は会員による相互扶助の精神に基づき、会員の疾病、傷害、死亡、災害について救済する制度と、経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず、学業の継続が著しく困難になった学生に学費の貸与を行う制度があります。会員の健康増進、学業継続の援助および福利厚生を図ることを目的としています。

## 2. 会員・会費

会員は、本学に在学する学生（大学院を含む）及びそれに準ずる者に限ります。

- (1) 入会金：2,000円
- (2) 会費：年額 2,500円
- (3) 会員証：大学が交付する学生証の共済会印をもって、これを兼ねます。

一旦、納入した会費は、返還しません。

なお、収入超過があるとき、次年度以降の支出超過や福利厚生事業に備えて積み立てします。積立金は、会員へ返還しません。

## 3. 資格の喪失

会員が死亡、卒業、退学、その他学籍を失ったときは、その翌日から会員の資格を失います。

## 4. 運営

共済会の運営は、理事会の委嘱を受けた教職員および学生代表で構成される運営委員会が行います。

なお、手続きなどの事務については、津田沼学生課・新習志野学生課が行います。

## 5. 見舞金について

この制度は、会員の疾病・傷病・死亡・災害などに備えて下記の見舞金などを給付します。

見舞金種類	範 囲 (内訳)	見舞金額
入院見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中 課外活動中・大学施設内の 傷害 c. 疾 病 (7日以上) d. 上記以外 (15日以上) (交通事故を含む)	4,000 円 / 1 日 (180 日限度) 3,000 円 / 1 日 (180 日限度)  2,000 円 / 1 日 (60 日限度) 1,500 円 / 1 日 (60 日限度)
死亡弔慰金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中 課外活動中・大学施設内の 傷害 c. 疾 病 d. 上記以外(交通事故を含む)	事故後 180 日以内 200 万円 事故後 180 日以内 100 万円  20 万円 15 万円
後遺障害見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中 課外活動中・大学施設内の 傷害 d. 上記以外(交通事故を含む)	最高 200 万円 最高 100 万円  最高 15 万円
災害見舞金	学生の居住する自宅・下宿・アパート等の焼失, 滅失	災害の程度により 最高 10 万円
通院見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中 課外活動中・大学施設内の 傷害	1,000 円 / 1 日 (1~15 日) 1,000 円 / 1 日 (5~15 日)

(注) 上記に該当する事態が起きた場合はすみやかに、クラス担任・津田沼学生課あるいは新習志野学生課まで連絡して下さい。

津田沼学生課 (直通 047 (478) 0230)

新習志野学生課 (直通 047 (454) 9756)

## 6. 学生納付金貸与について

会員の経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず、学費の支弁が著しく困難になり、退学または休学を余儀なくされる会員に対して、学業の継続を援助することを目的として学費の一部を貸与します。

### (1) 対 象

- ア) 学費支弁者が死亡または生別
- イ) 学費支弁者が失職
- ウ) 学費支弁者が病気または事故
- エ) 学費支弁者が火災・風水害等のため高額出費があった場合
- オ) 家庭内において病気傷害等のため高額出費があった場合
- カ) その他、運営委員会が特に必要と認めた場合

### (2) 申請期間

受付は、随時行い締切日を5月20日、6月20日、10月31日、12月10日の4回とします。ただし、当日が休日の場合にはその前日を締切日とします。

### (3) 貸 与 額

原則として当該学年次の学費相当額の2分の1とし、在学期間中の貸与総額は、300万円までです。

但し、平成11年度P P A設立50周年記念事業の一環として、本貸与制度に対し、多額の基金を御寄付いただいております。3・4年生でやむを得ない事情がある者に限り、当該学年次の学費相当額を貸与することができます。

### (4) 利 率

無利子とします。

### (5) 返還期限および方法

貸与金の返還は、卒業日（最短卒業年数）の属する年の7月から起算し、原則として5年・7年・10年の返還期間からいずれかを選択し返還します。

### (6) 選 考

提出書類を審査の上、運営委員会委員が面接を行い、学業継続の意志・学費支弁の困窮度・人物・健康・学業成績などから選考します。

### (7) 問い合わせ

経済環境の急変などがあり、貸与を希望するものは、クラス担任・津田沼学生課・新習志野学生課あるいは学生相談室などで相談に応じます。

津田沼学生課（直通 047 (478) 0230）

新習志野学生課（直通 047 (454) 9756）

## 7. 学生教育研究災害傷害保険について

この保険は、(財)日本国際教育支援協会にて運営されています。そして、その掛金は、学生共済会会費から支払います。

正課のほか、学校行事、課外活動中、通学中に生じた事故について届出（津田沼学生課または新習志野学生課）の上、前述した見舞金とは別に保険金を受けることができます。その概略は次のとおりですので、詳しくは「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照して下さい。

### 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
	Aタイプ
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金(注2)(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
	Aタイプ
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(注2) 死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみを支払います。

(3) 医療保険金(医師の治療を受けた場合)及び入院加算金 Aタイプ・Bタイプ共通

事故発生時の活動の種別		治療日数(注3)	医療保険金	入院加算金 (180日限度)
治療日数1日 から対象	(対象外)	1日～3日	3,000円	
	正課中・学校行事中 課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	(対象外)	4日～6日	6,000円
(対象外)		7日～13日	15,000円	
		14日～29日	30,000円	
治療日数4日 以上が対象		30日～59日	50,000円	
		60日～89日	80,000円	
治療日数14日 以上が対象		90日～119日	110,000円	
		120日～149日	140,000円	
学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間		150日～179日	170,000円	
	180日～269日	200,000円		
		270日～	300,000円	

(注3) 実際に入院又は退院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認められた治療が完了した日」間の実治療日数であり治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

#### 注意事項

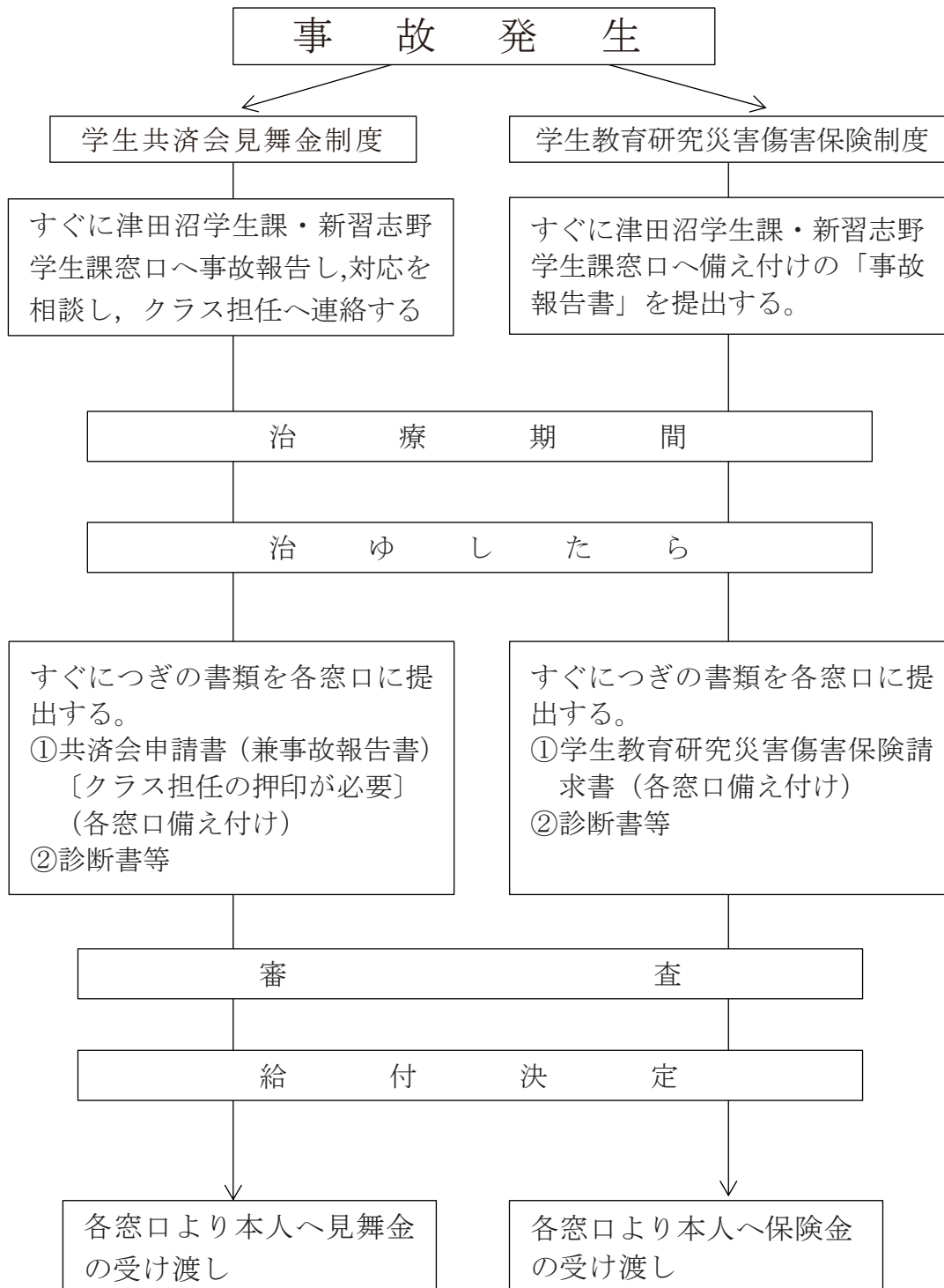
- 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金(注4) Aタイプ・Bタイプ共通

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円(定額制)

(注4) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

## 8. 事故発生から見舞金・保険金が支払われるまで



注) 詳細は、津田沼学生課または新習志野学生課の各窓口でご相談下さい。



## 9. 千葉工業大学学生共済会『こころとからだの元気サポート』

学生共済会が外部専門機関（ティーペック株）と契約し、電話（フリーダイヤル）による24時間の健康・医療相談サービス。

また、面談によるカウンセリングやWEBによるメンタル相談も可能となっている。  
会員本人（学生）だけでなく保護者まで利用することができる。

### 電話・WEB相談 24時間&年中無休

- ・健康や医療の相談
- ・こころの悩み相談
- ・医療機関情報の提供

### 面談によるカウンセリング 予約制

- ・予約受付時間日曜祝日は除く

【平日】9:00～21:00      【土曜】9:00～16:00

【WEB】24時間・年中無休

### 相談およびカウンセリング連絡先



**0120-047-497**（携帯電話可）

### URL

<https://t-pec.jp/websoudan/>

ユーザー名：047757      パスワード：047757

### セカンドオピニオン・専門医紹介

- ・居住地の専門医紹介
- ・治療中の病症状についての見解や治療方針等の相談
- ・面談によるセカンドオピニオン
- ・面談による専門医紹介

セカンドオピニオン等連絡先      受付時間【平日】9:00～18:00



**0120-478-497**（携帯電話可）

### 利用について

- ・利用の際は、利用者コード【427-231】を告げる
- ・面談を受ける際は、学生証と健康保険証が必要

## 10. 千葉工業大学学生共済会『暮らしの身近な法律相談』

学生共済会が外部専門機関（ティーペック株）と契約し、WEB や FAX による 24 時間の無料法律相談サービス。

また、面談による相談も可能（有料）となっている。

会員本人（学生）だけでなく保護者まで利用することができる。

### 電話・WEB・FAX相談

電話：平日13:00～16:00 WEB FAX：24時間&年中無休

- ・事故関連の相談
- ・金銭問題の相談
- ・相続問題の相談
- ・詐欺被害の相談 等

### 面談による相談 有料

- ・事前に WEB・FAX で面談希望する
- ・自己負担金：30分 2,500円（税別）

### 電話・WEB連絡先

TEL 03-5501-7220

URL <https://t-pec.jp/websoudan/>

ユーザー名：047757 パスワード：047757

※FAX での相談は上記 URL にアクセスし、相談用紙をプリントアウトして利用

### 利用について

- ・弁護士が直接回答（小笠原六川国際総合法律事務所）
- ・土日・祝祭日を除き、原則 24 時間以内に回答
- ・法人の法律相談は対象外

## 11. 千葉工業大学学生共済会『学生補償サポート制度』

学生共済会が、(株)シー・アイ・ティ・サービスを通じ、損害保険ジャパン株式会社と契約して行うサービスで自転車等の事故により加害者となった場合の賠償責任事故が補償されます。(上限1億円) 24時間365日補償し、示談交渉サービスも付帯されております。

(注) 自動車およびバイクの事故は対象外となります。

### (補償内容と保険金)

担 保 項 目 ・ 補 償 内 容		保 険 金 額
他人への賠償	個人賠償責任補償 国内・国外を問わず、日常生活上、誤って他人にケガさせたり、他人の財物を壊した際の損害賠償金および費用(訴訟費用等)を補償します。	1億円
ケガの補償	死亡・後遺障害補償 ケガで死亡したときおよび後遺障害を被ったときに補償します。	10万円

※個人賠償責任補償については学生本人と生計を共にする同居の親族も対象となります。

### (学生サポート制度の特徴)

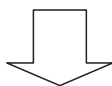
- ①賠償事故は1億円まで補償 ※示談交渉サービス付き！
- ②急激かつ偶然な外来の事故(犯罪やひき逃げも含まれます)による死亡・後遺障害を国内・海外問わず24時間365日補償。
- ③『細菌性食中毒』『ウイルス性食中毒』などによる死亡・後遺障害も補償
- ④地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる死亡・後遺障害も補償

## もしも事故にあわれたら

事故に遭われたら、その場で示談せず、事故の報告を保険会社へただちに連絡してください。

下記電話番号に連絡してください。後日、保険会社より連絡が入ります。

**損保ジャパン 事故サポートセンター(受付24時間365日)**



**電話番号 0120-727-110** ※携帯電話からもご利用いただけます。

まず千葉工業大学の学生であることをお伝えください。

## 12. 千葉工業大学学生共済会『健康サポート制度』

会員（学生）の健康にかかる支援や、会員自身が生活習慣を見直すきっかけ作りとなるよう、多様なサポートを行う制度です。

### インフルエンザ予防接種補助

冬に近づくと猛威をふるうインフルエンザ。特に試験期間や卒業論文等の時期に流行するため、早めの予防が大切です。

無理をして通学すると、自分だけでなく周りの友人達にも感染してしまうので予防接種を受けて感染を防ぎましょう。

- ・インフルエンザ予防接種の領収書と印鑑を持参し、津田沼学生課または新習志野学生課で申請する
- ・補助額 1,000 円（年度内 1 回）

### 飲酒 BOOK・アルコールパッチの配布

※配布物は変わります。

成人していても、自分が飲める体質なのか飲めない体質なのか知っておくことは大切です。今は20歳未満で飲んでいなくても成人してからお酒と上手に付き合うために自分の体質を知っておきましょう。**【20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています】**

ただし、アルコール体質試験パッチの結果で「アルコールに強い人」と出たとしても、飲み過ぎや飲酒の強要は絶対にしないでください。

### 健康に関する講演会等

学生時代は、1人暮らしや遅くまでの研究活動、アルバイトで生活が不規則になりがちです。

共済会では、飲酒やタバコに関する講演会や食育等、会員の健康維持に必要な知識や情報を発信し、生活習慣を見直すきっかけになるようサポートします。

# 千葉工業大学学生共済会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉工業大学学生共済会（以下「共済会」という）と称する。

(目 的)

第2条 共済会は千葉工業大学（以下「本学」という）の学生による相互扶助の精神に基づき、共済会会員（以下「会員」という）の疾病、負傷、死亡または災害について救済し、さらに健康増進および福利厚生を図ることを目的とする。

(経 費)

第3条 共済会の経費は会費、保険金、配当金、手数料、寄付金品および預金利子等（以下「会費等」という）をもってこれにあてる。

## 第2章 事業内容

(事業内容)

第4条 共済会は第2条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 見舞金等の給付
- (2) 学生納付金（授業料・諸会費）の貸与
- (3) メンタルヘルスサポートシステム・ドクターオブドクターズネットワークのサービス事業（名称：こころとからだの元気サポート）
- (4) 暮らしの法律相談サービス事業（名称：暮らしの法律相談）
- (5) その他共済会の目的に適した事業

## 第3章 会員および会費

(会 員)

第5条 会員は本学に在学する学生（大学院を含む）及びそれに準ずる者とする。

(会員証)

第6条 会員には会員証を交付する。

2. 会員証は本学が交付する学生証および研究生身分証明書の共済会証印により、これを兼ねるものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員はつぎに該当する場合はその翌日から会員の資格を失うものとする。

- (1) 死亡
- (2) 卒業
- (3) 退学その他学籍を失ったとき

(入会金および会費)

第8条 会員はつぎに定める方法により、入会金および会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金は入学手続き時に納入するものとする。  
ただし、会員が引続き本学へ進学または編入学したときは、入会金は不要とする。
- (2) 会費は年会費とする。
  2. 一旦納入した会費は原則として返還しない。
  3. 入会金および会費の額は別に定める。

#### 第4章 組織および役員

(組織および役員)

第9条 共済会につぎの組織および役員を置く。

理 事 会            会長，副会長，理事  
監            事  
運営委員会            委員長，副委員長，委員

2. 役員は無報酬とする。ただし、本会の活動に必要な費用は実費支給する。
3. 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は再任されることができる。
5. 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまではなおその職務を行う。
6. 役員はその前提となっている職または地位を退いたときは、役員の職を失うものとする。

(理事の選任)

第10条 理事は本学のつぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 常務理事
- (4) PPA理事のうちから同会理事の互選によって定められた者1名
- (5) 同窓会理事のうちから同会理事の互選によって定められた者1名
- (6) 運営委員会委員長および副委員長各1名
- (7) 本学の教職員のうちから会長が選任した者4名

(会 長)

第11条 会長は本学の理事長をもってあたり、理事会を代表して会務を統括する。

(副会長)

第12条 副会長は理事のうちから会長が選任する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事会)

第13条 共済会の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。

2. 理事会は会長が招集し、議長となる。
3. 理事会はつぎの事項を審議する。
  - (1) 予算および決算に関する事項

- (2) 事業計画および事業報告に関する事項
- (3) その他共済会運営に関する事項
- 4. 会長は理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、20日以内に理事会を開かなければならない。
- 5. 理事会は理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 6. 理事会の議事は本会則に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7. 理事会は必要に応じて、理事以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(監事)

第14条 監事は共済会の会計および理事の業務執行の状況を監査する。

- 2. 監事は2名とし、本学教職員のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。

(委員の選任)

第15条 委員はつぎの各号に掲げる者とし会長が委嘱する。

- (1) 学生委員会委員長
- (2) 学生センター部長、学生センター職員2名
- (3) 学生委員会委員のうちから同委員会委員長の選任した者3名
- (4) 本学の教職員のうちから委員長の選任した者3名
- (5) 会員の代表者のうちから委員長の選任した者1名

(委員長)

第16条 委員長は学生委員会委員長をもってあてる。

(副委員長)

第17条 副委員長は委員のうちから委員長が選任する。

- 2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は理事会の委嘱を受けて共済会を運営する。

- 2. 運営委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 3. 運営委員会はつぎの事項を審議し、理事会へ報告する。
  - (1) 学生納付金貸与申請書の採否に関する事項
  - (2) 予算および決算に関する事項
  - (3) 事業計画に関する事項
  - (4) その他共済会事業に関する事項
- 4. 運営委員長は委員の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求されたときには、20日以内に運営委員会を開かなければならない。
- 5. 運営委員会は委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 6. 運営委員会の議事は本会則に別段の定めがある場合を除くほか、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7. 委員会は必要に応じて、運営委員会内に専門委員会を置くことができる。

## 第5章 給付および貸与

### (給付の種類)

第19条 共済会は第2条の目的を達成するために、会員に疾病、負傷、死亡または災害が発生した場合、学生教育研究災害傷害保険が学生に支払う保険金とは別に、この会則により、当該会員または遺族に対して入院見舞金、死亡弔慰金、後遺障害見舞金、災害見舞金または通院見舞金を給付する。

### (給付額および手続)

第20条 給付額および手続は別に定める。

### (給付の制限)

第21条 つぎの各号の場合、入院見舞金、死亡弔慰金、後遺障害見舞金、災害見舞金または通院見舞金は、原則として支払わない。ただし、理事会の議決を経て減額給付することができる。

- (1) 故意または重大な過失による場合
- (2) 犯罪行為または闘争行為による場合
- (3) 無免許運転および飲酒運転による場合
- (4) 地震等の天災および戦争その他の動乱による場合
- (5) その他共済会の目的に照らして、給付することが望ましくないと思われる場合。

### (不正給付)

第22条 不正の手段により給付を受けた者があるときは、運営委員会の議決を経て給付金を返還させるものとする。

### (貸 与)

第23条 学生納付金の貸与規程は別に定める。

## 第6章 会 計

### (会計年度)

第24条 共済会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (決算報告)

第25条 決算は毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が、監事の意見を付して運営委員会に報告し、本学広報に公示する。

### (積立金)

第26条 決算上剰余金が生じたときは、その一部または全部を積立金に編入し、または次年度会計に繰り越すものとする。

2. 積立金は会員へ返還しない。



## 第7章 会則変更および解散

(会則変更)

第27条 本会則の変更は運営委員会の意見を聞き、理事の3分の2以上の同意がなければならぬ。

(解散)

第28条 共済会の解散は運営委員会の意見を聞き、理事の3分の2以上の同意がなければならぬ。

(細則)

第29条 本会則の施行について必要な細則は運営委員会の意見を聞き、理事会において決定する。

## 第8章 その他

(事務局)

第30条 共済会の事務局は本学学生センター津田沼学生課に置く。

附 則

この会則は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年3月1日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年2月25日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年1月17日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年8月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

# 千葉工業大学学生共済会施行細則

第1条 共済会にはつぎの書類および帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 会則および細則
- (2) 会議録
- (3) 元帳および金銭出納簿
- (4) 役員名簿
- (5) 会員個人別記録台帳
- (6) 予算書および決算書
- (7) 給付金申請書 その他

第2条 会則第8条第1項第2号による会費はつぎの額とする。

- (1) 入会金：2,000円
- (2) 会費：年額 2,500円

2. 入会は原則として入学時に限る。

第3条 入院見舞金の給付額、給付基準、申請書類、申請期間は別表1による。

第4条 死亡弔慰金の給付額、給付基準、申請書類、申請期間は別表2による。

第5条 後遺障害見舞金の給付額、申請書類、申請期間は別表3による。給付基準は学生教育研究災害傷害保険普通保険約款第6条を準用する。

第6条 災害見舞金の給付額、給付基準、申請書類、申請期間は別表4による。

第7条 通院見舞金の給付額、給付基準、申請書類、申請期間は別表5による。

第8条 入院見舞金、死亡弔慰金、後遺障害見舞金、災害見舞金、通院見舞金の給付額は理事会の議決を経て変更することができる。

第9条 大学および学科等が行う見学会、研修会によって生じた傷害の見舞金等の額は課外活動中の傷害のときに準ずる。ただし、事前に届出のあったものに限る。

第10条 入院見舞金、死亡弔慰金、後遺障害見舞金、災害見舞金または通院見舞金の申請に該当する事実が発生した場合、会員が所属する学科の指導教員または、クラス担任が所定申請書にて共済会事務局に申請する。

第11条 会則第4条第1項第2号の施行細則は別に定める。

第12条 会則第4条第1項第3号の事業については別に定める。

附 則

この施行細則は昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この施行細則は平成元年3月1日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は平成2年3月30日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は平成4年3月26日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は平成9年2月25日一部改正し、同年4月1日から施行する。

## 共済会給付金

別表1 入院見舞金

給付別	給付額	申請書類	申請期間	給付基準
正課中・大学行事中の傷害	1日 4,000円	1.所定申請書 2.診断書	1.事故発生後2週間以内に事故報告書 2.治療終了後原則として30日以内	180日限度
通学中・大学施設等の移動中・課外活動中 中大学施設内の傷害	1日 3,000円	同上	同上	同上
疾病	1日 2,000円	同上	治療終了後原則として30日以内	7日以上 60日限度
上記以外	1日 1,500円	同上	同上	15日以上 60日限度

別表2 死亡弔慰金

給付別	給付額	申請書類	申請期間	給付基準
正課中・大学行事中の傷害	200万円	所定申請書	原則として2週間以内	事故後180日以内に死亡
通学中・大学施設等の移動中・課外活動中 中大学施設内の傷害	100万円	同上	同上	同上
疾病	20万円	同上	同上	
上記以外	15万円	同上	同上	

別表3 後遺障害見舞金

給付別	給付額	申請書類	申請期間	給付基準
正課中・大学行事中の傷害	最高200万円	1.所定申請書 2.診断書	原則として障害の認定後30日以内	細則第5条による
通学中・大学施設等の移動中・課外活動中 大学施設内の傷害	最高100万円	同上	同上	同上
上記以外(疾病は除く)	最高15万円	同上	同上	同上

別表4 災害見舞金

最高給付額 100,000円

被害の限度	申請書類	申請期間	給付基準
学生の居住する自宅が消失または滅失	1.所定申請書 2.災害診断書	災害発生後原則として30日以内	100%
学生の居住する自宅が2分の1以上が消失または滅失	同上	同上	70%
学生の居住する自宅が3分の1以上が消失または滅失	同上	同上	50%
学生の居住する下宿・アパート等の消失または滅失	同上	同上	50%
学生の居住する下宿・アパート等の災害により家財の2分の1以上を消失または滅失	同上	同上	30%

ただし、平家屋の水害で上記の認定が困難なときは、次の基準による

災害(浸水)の程度	申請書類	申請期間	給付基準
床上30cm以上浸水	所定申請書	災害発生後原則として30日以内	30%
床上120cm以上浸水	同上	同上	50%

別表5 通院見舞金

給付別	給付額	申請書類	申請期間	給付基準
正課中・大学行事中の傷害	1日 1,000円	1.所定申請書 2.診断書・レシートの提示	1.事故発生後 2週間以内に 事故報告書 2.治療終了後 原則として 30日以内	1日以上 15日限度
通学中・大学施設等の 移動中・課外活動中 大学施設内の傷害	1日 1,000円	同上	同上	5日以上 15日限度

# 千葉工業大学学生共済会学生納付金貸与規程

## (目 的)

第1条 この規程は千葉工業大学学生共済会（以下「共済会」という）の会員（以下「会員」という）で経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず、学生納付金・諸会費（以下「学費」という）の支弁が著しく困難になり、退学または休学を余儀なくされる会員に対して、学業の継続を援助することを目的とする。

## (貸与制度)

第2条 貸与は次の各号により実施する。

- (1) 共済会が貸与する。（以下「共済貸与」という）
- (2) 共済会が銀行と提携し、貸与する。（以下「銀行貸与」という）  
銀行貸与については、別に定める。

## (貸与対象)

第3条 会員において、次の各号に該当する場合に貸与の対象とする。

ただし、留学生および研究生、休学者はこの対象ではない。

- (1) 学費支弁者の死亡または生別
- (2) 学費支弁者の失職
- (3) 学費支弁者の病気または事故
- (4) 学費支弁者が火災・風水害等のため高額出費があった場合
- (5) 家庭内において病気傷害等のため高額出費があった場合
- (6) その他、共済会運営委員会（以下「運営委員会」という）が特に必要と認めた場合

## (貸与金額)

第4条 貸与金額は原則として当該学年次の学費相当額の2分の1とする。

ただし、在学期間中の貸与総額は原則として300万円までとする。

## (手続きおよび審査)

第5条 この貸与を希望する会員は、所定の用紙に必要事項を記入し、連帯保証人連署の上、第3条に規定する事由を証明できる書類等を添付し、学生センター津田沼学生課（以下「学生課」という）に提出する。

2. 前項の連帯保証人は、日本国籍を有する者でなければならない。
3. 学生課は必要書類を確認し、運営委員会に諮る。運営委員会は会員より提出された書類をもとに面接を行い、会員の学業継続の意志・学生納付金支弁の困窮度・人物・健康・学業成績等により受給資格を審査し、貸与の採否について共済会会長に報告する。
4. 共済会会長は、運営委員会の報告を受け、採否を決定する。

## (通 知)

第6条 運営委員会は、貸与の採否につき、申請者および連帯保証人のほかクラス担任または指導教員に文書で、その旨を通知する。

(金銭消費貸借証書)

第7条 貸与の決定を受けた会員（以下「貸与決定会員」という）は、連帯保証人2名と連署した「金銭消費貸借証書」を共済会会長宛に提出する。

(学生納付金・諸会費充当)

第8条 共済会は、貸与決定会員の貸与金額を学費として、財務部会計課（以下「会計課」という）に支払い貸与する。

(貸与の取消)

第9条 共済会会長は、貸与決定会員が次の各号に該当するとき貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 貸与決定会員が、貸与を必要としなくなった場合
- (2) 退学、除籍により学籍を失った場合
- (3) 休学した場合
- (4) 停学、その他処分を受けた場合
- (5) その他、運営委員会が貸与を必要としない、または不相当と判断した場合

(返 還)

第10条 貸与金額は、千葉工業大学学生納付金貸与施行細則（以下「施行細則」という）に基づき返還するものとする。ただし、施行細則は別に定める。

2. 前条の規定により、貸与決定を取り消された場合は、運営委員会で審議する。
3. 貸与を受けた者（以下「被貸与者」という）が所定の期日までに返還しない場合、連帯保証人が返還の義務を負うものとする。

(免除と猶予)

第11条 前条の規定にかかわらず、被貸与者が死亡、重度の障がい等により、貸与金額の返還が困難になった場合、共済会会長は、被貸与者（相続人を含む）または連帯保証人の願い出により、運営委員会の議を経て、返還の全部または一部について免除または猶予することができる。

(異 動)

第12条 被貸与者および連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に異動があった場合は、直ちにその旨を学生課に届け出るものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営委員会で審議し、共済会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成元年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成8年3月14日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年2月25日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月17日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月11日から施行する。



# 千葉工業大学学生共済会学生納付金貸与施行細則

## (目 的)

第1条 この細則は千葉工業大学学生納付金貸与規程（以下「貸与規程」という）

第10条の規定により、千葉工業大学学生納付金貸与施行細則を定める。

## (受付期間)

第2条 貸与規程第2条による受付は随時行うものとし、締切日を5月20日、6月20日、10月31日、12月10日の年4回とする。ただし、当日が休日の場合にはその前日を締切日とする。

2. 運営委員長が特別な事由があると認めた場合、運営委員会の議を経て、受付締切後も受け付けることができる。

## (申請手続き)

第3条 貸与規程第3条により申請する会員は、次の各号の書類を学生課に提出する。

- (ア) 千葉工業大学学生共済会学生納付金貸与申請書
- (イ) 所得証明書またはこれに準ずる書類
- (ウ) 貸与規程第3条に規定する事由を証明する書類
- (エ) 成績証明書
- (オ) 健康診断書
- (カ) その他運営委員会が必要と認めた書類

## (選 考)

第4条 運営委員長は、運営委員から面接委員を委嘱する。ただし、面接は複数の委員で実施する。

2. 面接委員は、申請者に対して、貸与規程第5条に従い面接を行い、必要に応じてクラス担任または指導教員に面接への出席を要請することができる。
3. 面接委員は、面接結果を運営委員会に報告する。
4. 運営委員会は、申請者に対する貸与の採否を審議する。
5. 運営委員長は、審議結果を共済会会長に報告する。

## (提出書類)

第5条 貸与決定会員は、採用の通知を受けた日から14日以内に、次の各号の書類を学生課に提出する。

- (ア) 金銭消費貸借証書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 戸籍謄本（被貸与者）
- (エ) 印鑑証明書（連帯保証人）

## (学生納付金・諸会費充当)

第6条 貸与金は、貸与が決定された日から1ヶ月以内に、学生課から会計課に、学費として支払い貸与する。

(受領通知)

第7条 学生課は、会計課で発行する「学生納付金充当受領書」をもって、貸与決定会員ならびに連帯保証人に通知する。

(返還期限および方法)

第8条 貸与金の返還は、卒業日（最短卒業年数）の属する年の7月から起算し、原則として5年・7年・10年の返還期間からいずれかを選択し、返還するものとする。

2. 被貸与者は、「金銭消費貸借証書」に定める方法に基づき返還する。

3. 被貸与者が留年した場合の返還方法は、その都度運営委員会が決定する。

(免除と猶予)

第9条 被貸与者または連帯保証人が、返還免除または猶予を申請する場合は、次の各号に該当する事由を証明する書類を添え、「返還免除・猶予願」を共済会会長宛に提出する。

(7) 被貸与者の死亡

(i) 被貸与者が重度障がいの状態にある場合

(ii) 卒業後本学大学院に進学した場合

(e) その他運営委員会において免除または猶予が必要と判断する事由が生じた場合

2. 運営委員会は、前項の申請があった場合審議し、共済会会長が決定する。

3. 運営委員会は、前項の採否につき、被貸与者および連帯保証人にその旨を通知する。

(貸付金の徴収停止と消滅)

第10条 被貸与者及び連帯保証人が、次の各号に該当し実質的に徴収不能となった場合は、以降の徴収を停止する。

(7) 返済が滞った月から5年（債権の消滅時効）経過し、被貸与者及び連帯保証人の所在が不明である場合

(i) 回収する徴収額よりも取立その他管理に要する費用の額が上回る場合

(ii) その他運営委員会において徴収停止に該当すると判断した場合

2. 運営委員会は、前項の事由が発生した場合審議したのち理事会に貸付金の消滅について上程し、共済会会長が決定する。

(取扱手数料)

第11条 共済会は貸与金事務経費として、取扱手数料を徴収する。

取扱手数料は、貸与金の1%×返還年数とする。

(確認)

第12条 被貸与者は、卒業時（最短卒業年数）に「金銭消費貸借証書」について再確認する。

(管理)

第13条 学生課は、貸与決定会員を直ちに会計課に連絡する。

2. 学生課は、貸与決定会員の学業成績・家庭状況・生活状況ならびに学籍上の変更などに注意し、必要に応じ運営委員会に報告する。

3. 貸与規程第9条により、貸与が取り消された場合、学生課が貸与決定会員および連帯保証人に共済会会長名で、その旨通知する。

4. 前項の通知が行われた場合、学生課は、直ちに、クラス担任または指導教員にその旨通知する。

(細則の改廃)

第14条 この細則の改廃は、運営委員会で審議し、共済会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この細則は、平成元年3月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成9年2月25日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年1月17日一部改正し、同年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

## 学生共済会のしおり

令和2年4月1日発行

発行者 千葉工業大学学生共済会

〒275-0016 千葉県習志野市津田沼2-17-1

電 話 047(478)0230 [津田沼学生課]